第21号の５様式（第46条の４関係）

中間検査期日指定申請書

殿

年　月　日

申請者の氏名又は名称及び住所　印

下記の船舶について、船舶安全法施行規則第46条の４第１項の規定により中間検査の時期の指定を受けたいので、同条第２項において準用する同令第46条の２第４項により申請します。

船種及び船名		船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	
時期の指定を受けようとする中間検査の種類			
船舶検査証書の有効期間			
運航予定			
備　考			

（注）　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第十一条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「各号に掲げる」の下に「従前の」を加え、「定期検査又は中間検査（第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号に掲げる条約証書に限る。）」を「、定期検査（船舶安全法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下「定期検査等」という。）又は中間検査（第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号に掲げる条約証書の交付を受けた船舶が受けるものに限る。以下この条、次条及び第五条の二において同じ。）を受け、当該定期検査等又は中間検査に係る条約証書の交付」に、「当該条約証書」を「従前の条約証書」に改める。

第五条第一項中「原子力旅客船安全証書」の下に「及び国際防汚方法証書」を、「を除く。以下この条」の下に「及び次条（第四項を除く。）」を加え、「満了する際」を「満了する時において」に、「船舶安全法第五条第一項の検査」を「定期検査等若しくは中間検査」に改め、同条第二項中「満了する際」を「満了する時において」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二　定期検査等又は中間検査の結果第二条の規定による条約証書の交付を受けることができる船舶（船舶検査証書を受有する船舶に限る。以下この条において同じ。）であつて、当該定期検査等又は中間検査を外国において受けた場合その他の地理的条件、交通事情その他の事情により、従前の条約証書の有効期間が満了するまでの間において当該定期検査等又は中間検査に係る条約証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の条約証書の有効期間は、第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該定期検査等若しくは中間検査に係る条約証書が交付される日又は従前の条約証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

2　前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面に条約証書（船舶安全法第八条の船舶に係る確認を受けようとする場合にあつては、条約証書の写し）を添えて管海官庁に提出し、船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。

3　管海官庁は、船舶安全法第八条の船舶以外の船舶に係る前項の確認を行つたときは、条約証書に当該船舶が第一項の規定の適用を受けている旨を記入し、前項の書面を提出した者に返付するものとする。

4　船級協会は、船舶安全法第八条の船舶に係る第二項の確認を受けた者からの申請により、条約証書（旅客船安全証書及び当該証書に係る免除証書、原子力旅客船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書並びに国際防汚方法証書を除く。）に当該船舶が第一項の規定の適用を受けている旨を記入するものとする。

第六条第二項中「高速船安全証書」の下に「及び高速船航行条件証書」を加え、「又は高速船航行条件証書」を削る。

第十二条第一項から第三項までの規定中「及び貨物船安全設備証書」を「、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書」に改め、同条第四項中「規定する貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書」を「規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書」に、「発給業務規程に貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書」を「発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書」に改め、「が定められている場合には、これ」を削る。

第二号様式（船級協会が交付するもの）を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）中「（管海官庁が交付するもの）」を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）を同様式とする。

第三号様式（船級協会が交付するもの）を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）中「（管海官庁が交付するもの）」を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）を同様式とする。